

新型コロナウイルス感染症に関する給付制度・融資制度一覧

自由民主党福岡市議団まとめ (令和2年4月28日時点)

※国や県・金融機関等が窓口となる情報も掲載しています。制度概要は日々更新されていますので掲載情報が最新の状況とは異なる場合があります

	このような方が対象です	支援の内容	申請・問合せ先
個人向けの生活支援	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 家族がコロナウイルスに罹患した などの理由で → 収入が減ってしまった方 (申請は世帯単位になります)	生計維持のための小口の融資を受けられます 貸付上限: 10万円 (特例の場合 20万円) 据置期間: 1年以内、償還期限: 2年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります	福岡市社会福祉協議会 (平日9時~17時) 080-8569-6274, 080-8569-6275, 080-8390-2148, 080-8559-5794, 080-8559-5795 (緊急小口資金)
	経営している会社が倒産した 勤務先のお店が廃業した アルバイト先から解雇された などの理由で → 失業して収入がなくなった方 (申請は世帯単位になります)	生活再建のための融資を受けられます (3ヵ月分まで) 貸付上限: 15万円 (単身世帯・月額) 20万円 (複数世帯・月額) 据置期間: 1年以内、償還期限: 10年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります	福岡市社会福祉協議会 (平日9時~17時) 080-8569-6274, 080-8569-6275, 080-8390-2148, 080-8559-5794, 080-8559-5795 (総合支援資金)
	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 会社の倒産や雇止めなどで失業してしまった などの理由で → 家賃の支払いができず 住まいを失う恐れがある方や 住まいを失った方	行政が代わりに家賃を支払ってくれます (原則3ヵ月分まで) 支給上限: 3.6万円~5.6万円 (世帯員数ごとに上限あり・月額) ※最大で9ヵ月まで延長される場合があります	福岡市生活自立支援センター 0120-17-3456, 092-732-1188 平日の午前9時から午後5時まで (住居確保給付金)
	令和2年4月27日付で福岡市に住民登録されている全ての方	→ 1人あたり10万円の支給を受けることができます ※郵送での申請書類のやり取り、またはマイナンバーカードを使用したオンラインでの申請受付の予定	※5月中旬頃に申請受付・給付を開始予定 窓口が決まり次第、電話番号等を掲載します (特別定額給付金)
	令和2年4月分の児童手当を福岡市から支給された0歳から中学生までの子ども ※令和2年3月31日までの出生児童が対象	→ 1人あたり1万円の支給を受けることができます ※ 所得上限を超える世帯 (特例給付として子ども1人あたり5千円を受けている世帯) は今回の支給対象となりません	5月15日頃にコールセンターを開設予定 5月20日頃に各家庭に通知書を送付予定 6月中旬以降に支給予定 (臨時特別給付金)
事業者向けの支援	緊急事態宣言の発出を受けて、休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者	→ 家賃支援を受けることができます 支給上限: 50万円 (補助率80パーセント) 例①月額家賃30万円の事業者→30万円の8割=24万円を支給 例②月額家賃80万円の事業者→80万円の8割=64万円→上限額の50万円を支給	5月13日受付開始 18日頃支給開始予定 下記番号で問合せのみ対応・窓口は調整中 092-401-0019 (福岡市独自の家賃支援制度)
	学校休業のために仕事ができない 幼児の家庭保育をするために仕事ができない などの理由で → 令和2年2月27日から3月31日で 仕事を休んで収入が減少した フリーランスや個人事業主	休業補償を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限: 4,100円 (申請期限: 6月30日まで) ※仕事を受注していたこと (委託契約等) を証明するものが必要 ※子どもの保育等のために契約の業務を行えなかった日数が支給対象	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (学校等休業支援金)
	学校休業のために出勤できない 幼児の家庭保育をするために出勤できない などの理由で → 令和2年2月27日から3月31日で 仕事を休む従業員に有給休暇を 取得させた雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	支払った給与の助成を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限: 8,330円 (申請期限: 6月30日まで) ※金額は有給取得従業員1人あたりの日額 ※上限を超えて給与を支払っても助成は8,330円まで	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (学校等休業助成金)
	外出自粛などにより客足が減り売上が減少した 行政から休業要請を受け営業を休止した などの理由で → 休業させる従業員に給与を 支払った雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	支払った給与の補償を受けることができます 日額上限: 8,330円 (申請期限: 6月30日まで) ※事業者の資本規模等により補助率が変動 例①1万円の給与を支払った補助率9割の事業者→1万円の9割=9千円 →上限額の8,330円を助成	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (雇用調整助成金)